

議案第68号

向日市まちづくり条例の一部改正について

向日市まちづくり条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月25日 提出

向日市長 安田 守

## 条例第 号

### 向日市まちづくり条例の一部を改正する条例

向日市まちづくり条例（平成19年条例第18号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
(開発事業に関する手続)	(開発事業に関する手続)
第36条 略	第36条 略
2 略	2 略
	<u>3 前項の規定は、先行する開発事業とこれに 引き続く開発事業の間に、開発事業者の関連 性が認められない開発事業については、適用 しない。</u>
附 則	附 則
1～6 略	1～6 略 <u>(特定地域の住居系の開発行為及び建築行為 の規制)</u>
	<u>7 当分の間、東海道新幹線及び国道171号 を含む工業地域での住居系の開発行為及び建 築行為は認めない。</u>
(向日市特別職の職員で非常勤のものの報酬 及び費用弁償に関する条例の一部改正)	(向日市特別職の職員で非常勤のものの報酬 及び費用弁償に関する条例の一部改正)
<u>7 略</u>	<u>8 略</u>
附 則	

この条例は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。